

基本計画

基本目標 3 健康・福祉

すべての市民が健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり

基本施策	①地域福祉	P.80
	②健康・保健	P.82
	③医療	P.84
	④高齢者福祉	P.86
	⑤障がい者福祉	P.88
	⑥社会保障	P.90

① 地域福祉

～お互いに認めあい、支えあう、地域福祉コミュニティを形成します～

■現状と課題

少子化・高齢化に加え、核家族化、就業形態の変化や価値観の多様化などにより、従来、地域社会が持っていた「相身互い」、「おたがいさま」といった相互扶助機能は次第に失われつつあります。高度経済成長期の中で、工業化・都市化が進み、地域社会に代わって行政が担う公的な福祉サービスの領域は次第に広がり、分野ごとに発展してきましたが、住民の多様なニーズのすべてを公的な福祉サービスで対応することは困難です。

現代社会においては、ひとり暮らしの高齢者や障がい者などへの生活支援だけでなく、不安やストレス、家庭内暴力（DV）、ひきこもり、虐待などといった新たな問題も発生しています。また、高齢者や障がい者などの社会的弱者の移動手段、災害時の対応など従来の社会福祉の枠組みでは解決できない課題も生じています。

こうした中、市民誰もが、「住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送る」ことができる地域社会を実現するためには、地域の福祉ボランティア活動等の活性化を図り、市民と行政の協働による身近な地域福祉を支える体制の構築が求められています。また、地域福祉を総合的かつ計画的に推進していくためには、住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉事業者、行政等が、それぞれの役割を共通認識した上で、協働、連携していく仕組みをつくっていく必要があります。さらに、若者も高齢者も、障がいのある人もない人も、共に地域で安心して日常生活を送れる社会こそがノーマル（普通）であるというノーマライゼーションの考え方のもと、人にやさしい福祉のまちづくりを、引き続き推進していく必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
「ふれあいいいきサロン」 箇所数	平成 27 年度：29 箇所	平成 38 年度：増加させる	↗
地域見守り活動協定締結数	平成 27 年度：39 団体	平成 38 年度：増加させる	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 総合的なサービス提供体制を整備し、すべての人が地域の中でいきいきと暮らせる地域社会づくりをめざします

- 「柳井市地域福祉計画・柳井市地域福祉活動計画」に基づき、地域で支えあい、助けあう、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。
- 社会福祉施設や社会福祉団体、医療機関、民間事業者等との連絡・連携体制を強化し、保健・医療・福祉サービスの総合的な提供体制を整備します。
- 研修会の充実等により民生委員・児童委員の資質向上を図り、ひとり暮らしの高齢者や子育て家庭などへの相談体制を強化します。
- 高齢者や障がい者等の支援が必要な人に対し、民間事業者等との連携体制による地域見守りネットワーク活動を実施することで、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

2 地域福祉を支える人や団体の育成・支援に努めます

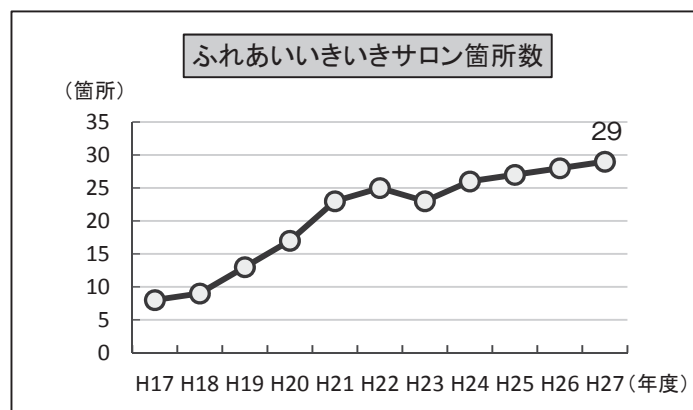
- 市民の福祉に対する理解と関心を深めるために、広報・啓発活動の充実を図るとともに、学校や社会教育の現場において積極的な福祉教育を推進します。
- 地域福祉の担い手となる人材の養成に努めるとともに、ボランティアグループ等の活動を支援します。
- 社会福祉協議会の活動を支援し、安心して生活ができる地域づくりを推進します。

3 最も支援を必要とする人を中心に捉えるノーマライゼーション社会づくりを進めます

- すべての人々にとって住みよいまちとなるように、建築物、公園、道路や住宅等の設置者に対してユニバーサルデザインの考え方について普及啓発を図ります。

☆市民の力を発揮しましょう

☆隣近所で声をかけあいましょう。



② 健康・保健

～市民の健康意識の向上と健康づくりを進めるとともに、保健対策の充実を図ります～

■現状と課題

健康は、人が充実した人生を送るための最も基礎的な条件となるものです。わが国の平均寿命は世界有数の水準に達していますが、健康の考え方は、単に長く生きることから、より高い生活の質を持って、より長く生きることへ変化してきています。また、現在では食生活や身体活動習慣が主な原因となる生活習慣病が増加しており、健康づくりのための正しい知識の普及と啓発を図ることが重要になっています。

市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな生活を送るためには、単に病気の早期発見や早期治療にとどまらず、生活習慣の改善により発病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策を推進していく必要があります。また、より多くの人に自らの健康に関心を持ち、健康づくりに積極的に取り組んでもらうためには、身近な地域社会での健康づくり活動を促進し、それぞれの地域や職場等においてその重要性が共通理解され、市内全域で健康づくり活動が活発に展開される必要があります。

母子保健においては、出生数が減少する中、地域との関わりの希薄化による母親の孤立を防ぎ、安心して生み育てられるように、妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援体制の構築が必要です。

また、ストレス要因の多い現代社会においては、心の病気や自殺を防ぐための積極的な心の健康づくりとケア体制の充実が求められています。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
血圧が高い人の割合	平成 27 年度：30.0%	平成 38 年度：減少させる	↘
肥満者の割合	平成 27 年度：18.6%	平成 38 年度：減少させる	↘
乳幼児健康診査平均受診率	平成 27 年度：99.2%	平成 38 年度： 100%に近づける	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 市民の健康意識の向上と健康づくりを推進します

○疾病の予防や健康の保持増進に関する正しい知識の普及を図るため、広報・啓発活動を充実させるとともに、学校や職場、地域における健康教育と保健指導を推進します。

- 保健センターによる健康相談や訪問指導の充実を図るとともに、医療・福祉・教育機関等の協力を得ながら、性別やライフステージに応じた健康づくりを推進します。
- 食生活改善推進員との連携・協力のもと、生活習慣の改善をめざした食育を推進します。
- にこにこ健康づくり推進員との連携・協力のもと、地域等における、楽で長続きする身体活動を中心とした健康づくりを推進します。
- 生活のあらゆる場が健康づくりの場となるように、学校や職場、地域と一体となって健康づくりの環境整備に努めるとともに、健康マイレージ制度により幅広い世代の健康づくりを推進します。

2 保健サービスを充実、強化し、健全な生活習慣の確立を促進します

- 疾病の予防と早期発見のために、健康診査やがん検診等の受診勧奨と受診しやすい環境整備に努めるとともに、健全な生活習慣を確立できるように、健康相談や健康教育を積極的に実施します。
- 母子保健推進員等との連携・協力のもと、子育て家庭の孤立の防止や、妊娠、出産、育児等に関する適切な情報提供を行うとともに、関係機関との連携を強化し、様々な相談に対応する支援体制を整備します。
- 妊婦や乳幼児の疾病の早期発見と健康管理のために、健康診査の受診率や予防接種の接種率の向上に努めるとともに、健康的な生活習慣の確立のための積極的な情報発信や母子保健指導を行います。
- 子宮がん、骨粗しょう症など女性に多い疾病の予防に関する情報提供を行い、女性の健康づくりを推進します。
- 歯科保健教育や健康診査の受診勧奨を積極的に行い、若い世代からのむし歯・歯周病予防を推進します。
- 心の健康づくりや自殺予防のために、教育や啓発活動を行うとともに、心の健康問題に関する相談機関の明確化、関係機関との連携による支援体制づくりを進めます。

3 感染症予防を推進し、市民の健康を守ります

- 結核や新型インフルエンザなどの感染症の発生を防止するため、関係機関との連携を強化し、予防接種の実施など防疫対策の充実を図ります。
- 感染症のまん延を防止するための衛生教育を行います。
- 定期予防接種の勧奨を強化し、接種率の向上に努めます。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆健康診査やがん検診を受けましょう。
- ☆家庭で血圧を測るなど、一人ひとりが自分の健康に関心を持ちましょう。
- ☆よい食生活と、個々の体力に合った身体活動の実践に取り組みましょう。

③ 医療

～保健・福祉分野との連携を図り、充実した医療サービスの提供に努めます～

■現状と課題

本市の医療機関は、平成 27 年 3 月末現在、病院 4 施設、一般診療所 35 施設、歯科診療所 18 施設、病床数 1,095 床となっています。また、医師、看護師、薬剤師等の医療従事者の人数は、平成 26 年 12 月末現在 1,147 人で、人口 10 万人当たりの人数は国・県の平均を上回っており、量的な医療環境は概ね充足しています。

しかし、疾病構造の変化や高齢化の進行、医療技術の進歩などにより、医療に対する市民のニーズは高度化・多様化し、団塊の世代がすべて 75 歳以上となる平成 37 年以降は、医療ニーズのさらなる増大が見込まれます。

こうした中、すべての市民に効率的で質の高い医療サービスを提供していくためには、医療機関相互の密接な連携による広域的な地域医療体制の構築と、医療機関の機能に応じた適切な役割分担が求められています。また、不足が懸念される産科医、小児科医等については、その安定した確保を図るとともに、離島である平郡島においては、今後も自治医科大学卒業医師の派遣等により、島民に必要な医療サービスが継続的に提供される必要があります。さらに、市民が生涯にわたって住み慣れた地域で安心して生活していくためには、保健や福祉との連携による在宅医療体制の充実が求められています。

本市の救急医療は、休日夜間応急診療所による初期救急医療体制、周東総合病院を中心とした二次救急医療体制、岩国医療センター等による三次救急医療体制で実施されています。救急医療を安定的に維持するためには、地域の診療所と高度専門医療を担う病院との連携強化や役割分担の明確化を図る必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
救急搬送された者のうち、 軽症者の割合	平成 27 年：40.7%	平成 38 年：減少させる	↘

■ 施策展開の方針と主な取組

1 医療機関の連携を推進し、地域医療体制の充実を図ります

- 医師会等の関係機関と連携し、柳井保健医療圏にとどまらない広域的な視点に立った医療機関相互の連携強化と適切な役割分担を促進することにより、地域医療体制の確保・充実を図ります。
- 日常的な診療や健康管理を行ってくれる「かかりつけ医・薬局」の普及を図ります。
- 国、県、医師会等の関係機関と連携し、産科医、小児科医等の医師確保対策を推進します。
- 離島医療体制の維持・充実を図るため、自治医科大学卒業医師やへき地医療拠点病院から派遣される代診医師、看護師等の確保に努めます。また、平郡診療所の施設や設備の整備を推進します。
- 「山口県地域医療構想」に基づき、効率的で質の高い、バランスのとれた医療提供体制の構築を進めるとともに、医師会や歯科医師会、介護・保健・福祉施設等の関係機関と連携し、在宅医療等の確保を図ります。

2 市民が安心して日常生活を送れるように、救急医療体制の充実を図ります

- 休日夜間応急診療所の運営により、初期救急医療体制の確保を図ります。
- 柳井保健医療圏の二次救急医療を担う周東総合病院への支援、医師会等の関係機関及び近隣自治体との連携により、二次救急医療体制の維持・充実に努めます。
- 三次救急医療の役割を担う岩国医療センター等との連携に努めます。
- 消防、医療機関との連携により、救急医療機関及び救急車の適正利用の意識啓発と、ドクターヘリの効果的な運航を図り、円滑な救急搬送体制の構築に努めます。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆「かかりつけ医・薬局」を持ちましょう。
- ☆救急医療機関や救急車の適正利用を心がけましょう。

④ 高齢者福祉

～いくつになってもいきいきと、安心して暮らせる社会をめざします～

■ 現状と課題

本市の高齢化率（65 歳以上の人が全人口に占める割合）は、平成 27 年の国勢調査で 36.3% となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後は緩やかに上昇すると見通され、平成 38 年には 4 割近くに達する見込みです。高齢化が進む中で、高齢者一人世帯や高齢者のみの世帯の増加とあわせて、認知症高齢者も確実に増加し、高齢者福祉のますますの充実が求められています。また、団塊の世代がすべて 75 歳以上になる平成 37 年以降には、医療や介護の需要がさらに増加することが予想されます。

このため、今後 10 年間は、高齢者福祉の充実に加えて医療、介護、予防、住まい、生活支援等のサービスを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の構築とともに、在宅医療・介護連携や認知症施策の充実、高齢者の虐待防止や権利擁護等の様々な取組を進めていく必要があります。また、高齢者の多様な社会参加を促進するとともに、高齢者自身が、地域において見守りや支えあい活動を行い、住み慣れた地域でいつまでも元気にその人らしい生活を継続できるまちづくりが求められています。

■ 成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師）登録数	平成 27 年度：74 人 （市内在住または在勤）	平成 38 年度：増加させる	↗
老人クラブ会員数	平成 27 年度：1,392 人	平成 38 年度： 減少を抑制する	→

■ 施策展開の方針と主な取組

1 高齢者が住みなれた地域で自立できる生活支援体制を構築します

- 地域包括支援センターを中核拠点として、介護関係団体、医療機関及び行政の相互連携のもと、高齢者を地域で支える「地域包括ケアシステム」を構築して高齢者を総合的に支援します。
- 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門スタッフを配置した地域包括支援センターのより一層の体制整備と機能強化を図り、「在宅医療・介護連携の推進」、「生活支援サービスの充実」等の地域支援事業等に取り組めます。
- 介護が必要な状態にならないように、介護予防に関する知識の普及啓発を行うとともに、運動器や口腔などの生活機能の低下予防、維持・改善に向けた介護予防事業を推進します。

- 認知症の予防対策を推進するとともに、認知症サポーターの養成や認知症相談窓口の充実を図り、認知症高齢者や家族が安心して地域で暮らせるように支援します。また、認知症に対する正しい理解の促進に努めます。
- 高齢者の権利を擁護するため、関係機関との連携を強化し、高齢者虐待の早期発見・早期対応などにより、その防止を図るとともに、成年後見制度の利用促進等に取り組みます。
- 住みなれた地域において自立した日常生活や社会生活を継続できるように、高齢者の公共交通機関による移動を支援します。

2 保健・福祉・介護サービスの充実により高齢者の生活を支えます

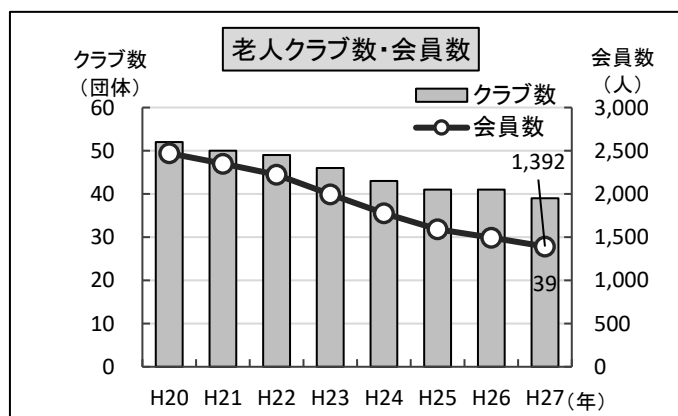
- 高齢者の個々の状態に合わせた適切なサービスが受けられるように、情報提供の充実に努めるとともに、保健・医療・介護・福祉の機能連携を強化します。
- 高齢者が在宅生活を継続できるように、緊急時に対応するための緊急通報システムの設置や日常生活に必要なサービスの提供を行うとともに、家族介護者の負担軽減につながる取組を進めます。
- 高齢者が必要なときに適切な介護サービスを受けることができるように、施設・居住系サービスや地域密着型サービスの基盤整備を計画的に進めます。

3 高齢者の社会参加と生きがいを推進します

- 高齢者自身が地域づくりの担い手となって生きがいのある生活を送ることができるように、地域でのボランティア活動や社会活動への自主的参加を促進します。
- 高齢者が地域づくりに主体的に参加できるように、老人クラブ活動などを支援するとともに、地域社会のシニアリーダーの育成・確保を図ります。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆できることは自分で行うように心がけましょう。
- ☆高齢者福祉活動や地域活動などに参加しましょう。
- ☆老後の生活について、家族と話しあい考えていきましょう。



⑤ 障がい者福祉

～障がいへの理解を深める取組を進め、共に暮らせる社会を形成します～

■現状と課題

障がいの原因は、疾病や不慮の事故など様々で、すべての年齢階層が対象となります。本市においては、障害者手帳所持者の59.8%が65歳以上で、社会の高齢化の進行にあわせて障がい者の高齢化が進み、障がいは重複化しています。

平成18年4月には、障がい者が地域で暮らせる社会の実現と、障がい者の自立をめざした障害者自立支援法（現行法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が施行され、障がいの種別や障がい者の年齢に関わらず、利用者本位のサービスが受けられ、障がい者が地域社会の中で生活し、働くことができる社会づくりが進められています。しかし、障がいを持つ人は、今もなお様々な物理的・制度的な障壁によって、日常生活において多くの制約を受けています。こうしたことから、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、交通機関や建築物などの物理的な障壁、障がい者等への意識上の障壁など、社会の中にある障壁の解消・除去を進め、障がいのある人もない人も多様な分野で自由に活動できる社会の実現をめざすこととされました。

このため、今後は、障がい者等へのより一層の合理的配慮の推進により、障がいを持つ人が、できる限り住み慣れた地域で安心して生活することができ、障がいがない人との共生が図られるよう、ユニバーサルデザインの考え方を持って、まちづくりを進めていく必要があります。また、障がい者の就労や社会参加を促進するなど、その自立に向けた総合的な取組を推進していく必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
相談支援サービス利用者	平成27年度：241人	平成38年度：増加させる	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 一人ひとりのライフステージに応じた保健、医療等の対策を充実させます

- 障がいの程度やニーズに応じた福祉医療サービスの利用が図られるように、障がいの認定に至る手続を適切に運用します。
- 子どもの障がいの早期発見に努め、療育の提供を支援することで、将来的な障がいの軽減を図ります。また、保護者への支援体制を整え、関係機関との連携による一貫した相談指導を充実させます。
- 障がいの状態に応じた一体的な支援ができるように、保健・医療・福祉の連携を強化します。

2 障がい者が安心して生活できるように、利用者本位の福祉サービスの充実に努めます

- 居宅介護や同行援護、短期入所などの介護給付事業、共同生活援助や自立訓練、就労移行支援などの訓練等給付事業、障害児通所支援事業、障害者福祉タクシー利用助成事業等の福祉サービスを継続します。
- 医療費負担や福祉サービス費用負担の軽減を図るため、更生医療などの自立支援医療や重度心身障害者医療費助成制度、サービス費用の軽減措置等の適切な運用を図ります。
- 相談支援やコミュニケーション支援、移動支援、日常生活用具の給付・貸与、日中一時支援など、地域生活支援事業の充実に努めます。

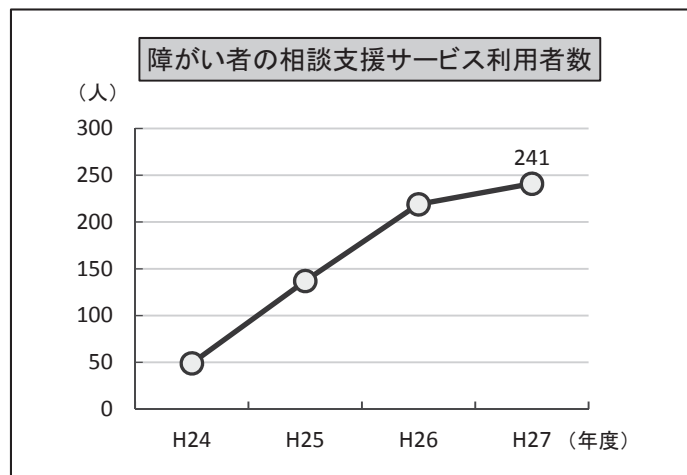
3 障がい者の社会参加を促進し、自立した地域生活の実現に努めます

- 市民が、障がいや障がい者についての正しい理解を深めるため、福祉教育や広報・啓発活動の充実に取り組みます。
- 関係機関との連携を強化し、障がい者雇用の促進と安定を図ります。さらに、地域の様々な社会資源を活用し、障がい者の就労や生活の場の確保に努めます。
- 障がい者のスポーツ・レクリエーション活動や文化活動への自主的参加を進めるとともに、障がいがない人との交流を促進します。
- 障がい者の権利を保護するため、障がい者の虐待防止や差別解消に取り組みます。また、権利擁護事業の充実及び成年後見制度の普及啓発に努めます。

☆市民の力を発揮しましょう

☆様々な障がいへの理解を深めましょう。

☆障がいを持つ人の自立生活を見守り、お互いに助けあいましょう。



⑥ 社会保障

～必要な生活支援と医療などが受けられる社会保障制度を維持運営します～

■現状と課題

本市の平成 27 年度末現在における生活保護受給世帯は 211 世帯で、被保護者は 252 人となっています。生活困窮者に対しては、今後とも、きめ細かな助言・指導を行うとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等の適切な運用を図り、早期の自立を支援していく必要があります。

退職者や中小企業従業者を主な対象とする国民健康保険制度と、75 歳以上の人を対象とする後期高齢者医療制度においては、加入者の高齢化や医療の高度化などにより医療保険給付費が年々増加し、保険料（税）拠出との差が拡大しています。そのため、引き続き医療費の適正化等の推進に努めていく必要があります。

介護保険制度においても、要介護認定者の増加、核家族化の進行、介護者の高齢化や介護期間の長期化などにより、介護ニーズは今後さらに増加することが見込まれており、将来にわたっての安定的な運営が求められています。

国民年金制度は、老後の生活や障がい・死亡など不測の事態に備え、生活の安定を図る制度です。年金権を確保し、万一の場合等に生活困窮に陥ることがないように、加入手続等が適切に行われる必要があります。

社会保障は、高齢、病気、障がいなどに起因する生活上の諸問題に対し、貧困の予防や生活の安定を図るための仕組みであり、将来にわたって、その健全な運営が維持される必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
国民健康保険特定健康診査受診率	平成 27 年度：20.1%	平成 38 年度：県平均以上 (参考：平成 27 年度県平均受診率 25.4%)	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 生活保護制度等を適切に運用し、生活保護受給世帯等の生活困窮者の自立支援に取り組みます

- 就労支援などの各種支援プログラムを展開し、生活保護受給世帯の早期自立を支援します。
- 貧困防止のための支援事業に加え、中長期的な視点に立った貧困連鎖の防止に取り組みます。

○最後のセーフティネットである生活保護制度の適正な運用に取り組み、市民生活の安定に向けた社会保障制度の充実を図ります。

2 安心して医療を受けることができるように、国民健康保険事業の適切な運営に努めます

○保険資格の適正化や保険税の納付相談・指導などを行い、公平・公正な国民健康保険制度の運用を図ります。

○被保険者の推移などを踏まえた計画的な保険給付を推進するとともに、被保険者への迅速な給付を行うなど、適正な医療給付を確保します。

○重複・頻回受診者への保健指導やジェネリック医薬品の普及促進を図り、医療費の適正化を推進します。また、特定健康診査や人間ドック等の受診率の向上を図ります。

3 安心して医療を受けることができるように、後期高齢者医療事業の適切な運営に努めます

○山口県後期高齢者医療広域連合との連携を図りながら、適正かつ円滑に制度を運用し、後期高齢者医療事業の安定的な運営に努めます。

4 介護を必要とする人が安心して介護が受けられるように、介護保険事業の適切な運営に努めます

○介護保険制度について情報の提供や周知啓発を図り、介護保険事業の適正な運営に努めます。

○事業者への指導監督や研修により、適正な介護サービスの提供と質の確保・向上を図ります。

5 安心して年金が受け取れるように、国民年金制度の適切な周知に努めます

○安定した年金制度が維持できるように、年金事務所と連携して、制度内容の正しい理解や資格取得時の口座振替の推奨、免除制度などの周知を図ります。

☆市民の力を発揮しましょう

☆可能な限りジェネリック医薬品の服用に努めましょう。

☆不必要な重複・頻回受診はやめ、適正な受診を心がけましょう。

☆特定健康診査や人間ドック等を通して、自分の健康状態を確認しましょう。

